

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公金の収納の事務を委託した件 二五
- 道路の区域を変更する件二件 二五
- 落札者を決定した件四件 二六
- 一般競争入札を行う件 二六
- 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 二六

告 示

福島県告示第三百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。

令和五年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社ニナイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地
- 三 収納の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八九号	南会津郡南会津町田島 字田島柳三三番一地从 から	変更前 変更後	三三・〇〇 三四・五〇	五三・〇〇
	同 郡同 町田島 字田島柳三三番一地从 まで	変更後	二九・五〇 三〇・〇〇	五三・〇〇

（道路計画課）

福島県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道飯坂 保原線	伊達市保原町高成田字 大久保六九番五地先か ら	変更前 変更後	一一・九〇 一一・三〇	二七五・九
	同 市保原町高成田字 大久保八〇番地先まで	変更後	一一・九〇 四一・六〇	三二三・〇

（道路計画課）

公告第108号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
68,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月3日

（税務システム課）

公告第109号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システムに係る機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）

第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県税務システムに係る機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
337,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月10日

（税務システム課）

公告第110号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額
79,002,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月10日

（施設管理課）

公告第111号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放射性ダストモニタ 8式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年4月20日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 日本レイテック株式会社 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
- 5 落札金額
50,476,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年3月10日

(入札用度課)

公告第112号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪ドーザ3(18t級) 2台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和6年3月29日(金)
 - (4) 納入場所
ア 福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
イ 福島県山口土木事務所(福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年6月28日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和5年6月28日(水)午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和5年5月30日(火)から同年6月28日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年6月14日(水)午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年6月14日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年7月12日(水)午後1時30分 福島県出

納局入札用度課

(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年7月11日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor with Plow3 (18t class) 2 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 12 July 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 July 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十二年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により令和四年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和五年五月三十日

福島県議会議長 渡辺 義 信

- 1 公文書の開示請求の件数 4件
- 2 公文書の開示の決定等の状況 (1) 決定等の状況

(単位 件)

区	全	部	開	示	件	数
	一	部	開	示	0	
示	小			計	3	
不	開			示	0	
	う	ち	公	文	書	の
	求	の	取	下	げ	0
却					下	0
合				計	4	

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。
(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
--------------------	------	-----	-----

第1号 (法令秘密情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	0	0	0
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検計等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	0	0	0

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。
3 審査請求に対する裁決等の状況
行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決	決				取下げ	審理中
		却	棄	認	一		
前年度からの繰越件数	当該年度中にあつた新規件数	却	棄	認	部	小	計
0	0	0	0	0	0	0	0

(総務課)